

2021年度（課題別研修）「住宅供給政策」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は以下の業務について、参加意思確認書（様式1もしくは様式2）の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人 日本建築センター（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

本業務の実施にあたっては、住宅・住環境分野における課題分析及びそれに基づいた住宅供給や住環境改善事業のための政策・制度の企画立案、施策・事業の実施等に係るノウハウを有している必要があります。

特定者は1965年の設立以来、新しく開発された住宅や建築技法、またそれらに係る設備や材料の技術的評価を行う専門機関として、また建築・住宅関連の情報センターとしての役割を担ってきました。また、1998年の建築基準法の改正以降は、法令に基づく建築確認検査、住宅性能評価などの指定（登録）機関業務や、省エネ適合性判定、CASBEE 評価認証など、多彩な評価機関として住宅・建築技術分野全体にわたり活動しています。

更に、国際的な業務として、1987年より一般社団法人日本住宅協会から受託し、国土交通省の協力のもと、途上国からの留学生等を対象にした研修事業「IYSH ハウジング・セミナー」を実施しています。JICA 事業では、過去に課題別研修「住宅供給政策（2019年度住宅・住環境の改善から研修名を変更）」、課題別研修「建築防災」の他に国別研修を受託・実施している経験もあります。

また、同研修の受入機関である国土交通省をはじめとする関係機関とも良好な関係を維持しており、関係者間の調整においてもそれを発揮しています。前述した業務実績から、途上国の状況に精通するとともに、必要とされる分野の講師を適切に手配できる豊富な人的ネットワークを有しています。研修実施に必要なファシリテーション能力を用いて研修効果を最大限に引き出し、研修目標を達成することに大きく貢献した活動は、これまで関与したJICA研修事業を

通じ、途上国の窓口機関においても評価されています。このことから、本研修において、参加国側のニーズに応じた研修カリキュラムの構成について、的確な助言を行うことが可能です。

このことから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

- (1) 案件名 2021 年度課題別研修「住宅供給政策」に係る研修委託業務
- (2) 担当部署 JICA 東京 経済基盤開発・環境課
- (3) 案件内容 研修委託業務概要（別添）のとおり
- (4) 研修コース実施期間 2021 年 12 月上旬から 2021 年 12 月中旬まで(予定)
- (5) 履行期間 2021 年 9 月下旬から 2022 年 2 月下旬まで(予定)

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 公示日において、令和 01・02・03 年度の全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格者」という。）を有する者。
- ② 一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規定（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
 - ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。
競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しない

こと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。令和2年4月1日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）その他の要件

- ①案件受託上の条件として、2021年度案件を第1回目として受託し、2022年度まで計2回、同一案件を受託可能であること。なお、2021年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2022年度案件は、随意契約を行う予定です（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結します。
- ②業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ③業務総括者は途上国及び日本の住宅分野に精通し、研修指導に必要な同分野の専門人材を確保できること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出 (様式1・2)	提出期間	2021年7月15日(木) 17時まで
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	参加意思確認書、「2. 応募要件」に求められる実績等を証明する資料(写し可) ※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果の通知	発送日	2021年7月23日(金)
	通知方法	メール
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	メール 下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2021年7月30日(金)
	回答発送日	2021年8月20日(金)
	回答方法	メール
	(4) 担当者連絡先	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京 経済基盤開発・環境課 (担当: 亀井) 電話: 03-3485-7659 メールアドレス: tictree@jica.go.jp / Kamei.Chihiro2@jica.go.jp

※提出書類について

- 1) 参加意思確認書(様式1)及びその添付書類(法人概要、パンフレット等)
- 2) 令和01・02・03年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書(様式2)

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は5MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(様式1)のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに

対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ報告すること。

- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・ JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日はをさむ場合は翌営業日の17時までに）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めません。
- (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>）にて公開中です。
- (13) 情報の公開について：
本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以上

2021 年度課題別研修「住宅供給政策」
研修委託業務概要

1. 研修コース概要

【コース名】

課題別研修「住宅供給政策」

【背景】

途上国では、急速に都市人口が増加する一方で、良質な住宅が十分供給されていないため、スラムなど劣悪な環境の住宅地が増加している。本研修では、戦後に日本が実施した住宅供給政策やその経験、併せて住環境改善に向けた取り組みについて、講義、現地視察、討論等を行うことで、途上国における当該分野の政策の検討、立案及び推進を促進する。このような住宅供給政策や住環境の改善の取り組みは、持続可能な開発目標（SDGs）においても、「すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。」と掲げられており、引き続き重点的に取り組むべき課題として着目されている。

本研修は、こうした途上国の共通重要課題である住宅・住環境の改善について、講義や視察、意見交換を通して日本の豊富なノウハウを紹介し、途上国における当該分野の政策の検討、立案及び推進を促進することを目的としている。

なお、世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響が続いていることから、本年度は遠隔研修により実施する。来年度以降は、状況を見ながら来日型の研修の実施も視野に入れる。

【案件目標】

途上国の住宅供給政策を担う中央政府、自治体又は政府系関連団体における当該政策の立案担当者の企画・立案、遂行能力が向上する。

※以下について、遠隔研修となった場合は変更される可能性あり。

【研修で達成される成果】

- (1) 日本の土地・住宅所有制度と住宅事情を理解する。
- (2) 日本の公的住宅・住宅金融等に係る政策・制度の概要、公的住宅の整備事例を理解する。
- (3) 日本の居住環境整備に係る政策・制度の概要を理解する。
- (4) 各国の政策課題の取り組み状況を理解し、自国の分析と対応策の検討を行う。

【研修期間】（予定）

技術研修期間：2021年12月上旬～2021年12月中旬

【人数】（予定）

15名（応募状況や選考の過程で、増減の可能性あり。）

【研修対象国（割当人数）】（予定）

アフガニスタン（1）、インド（1）、エジプト（1）、ケニア（1）

※ただし、応募状況等により変更の可能性あり。

【対象研修員】

原則、以下の全ての項目を満たしている者

- (1) 中央／地方政府及び政府関連団体において住宅・住環境の改善事業のための政策・制度の企画立案、実施に係る部署の指導的な役職にある者
 - (2) 住宅・住環境の改善のための施策・事業に係る業務（建築工事実施嬢の技術的な業務を除く）において3年以上の経験を有する者、
 - (3) 年齢が50歳以下の者
 - (4) 大学卒業あるいは同等の資格を有する者
 - (5) 英語が堪能な者（TOEFL CBT250以上に相当するもの）
 - (6) 心身共に健康で支障なく研修生活を送ることができる者
- ※過去の研修参加者は優先度が低くなる。

【使用言語】

英語

【研修コース概要】

上記案件目標及び到達目標を達成するため、講義や討議を組み合わせながら、研修を実施する。

なお、技術研修以外にJICAが実施する以下内容を日程案に含めることとする。

- (1) ブリーフィング（滞在諸手続き）：0.5日間（来日する場合のみ）
- (2) 評価会：1時間程度（離日前日）

2. 業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ コース評価要領の作成

- ⑤ 研修員選考への協力
- ⑥ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整
- ⑦ テキストの選定と準備、動画教材作成（翻訳・印刷を含む）
- ⑧ 研修監理員との調整・確認
- ⑨ プログラムオリエンテーションの実施への協力
- ⑩ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑪ 研修員の技術レベルの把握
- ⑫ 各種発表会の実施
- ⑬ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
- ⑭ 研修員からの技術的質問への対応
- ⑮ 評価会への出席、実施補佐
- ⑯ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑰ 反省会への出席
- ⑱ 講義、視察の評価
- ⑲ オンライン教材の作成※
- ⑳ 遠隔研修の運営管理とモニタリング（各種オンラインツールの活用を想定）※

※は遠隔研修となった場合に追加が想定される事項

(2) 講義（演習・討議等含む）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認（著作権処理を含む）
- ⑤ 講義実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付

(3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 視察先の選定・確保
- ② 視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- ③ 視察謝金等の支払い
- ④ 視察先への礼状の作成と送付

(4) 事後整理

- ① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）作成・提出

- ② 経費精算報告書作成・提出
- ③ 情報破棄報告書作成・提出
- ④ 研修教材一式（動画等を含む完成品全て）の提出
- ⑤ 資材資料返却

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書、情報破棄報告書を各1部、2022年2月上旬までに提出する。

（注）本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。